

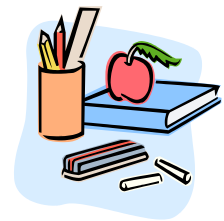
就学援助制度について

経済的な理由により、就学が困難な場合に給食費・学用品費等を補助する制度です。
年度途中でも申請することができますので、担任または事務室までご相談ください。

対象となる方

佐倉市の小・中学校に通学するお子様の保護者で、次のいずれかに該当し、前年の同一生計世帯の収入合計が生活保護基準の 1.3倍未満 の方です。

1. 生活保護を受けている方
2. 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に困窮している方
(所得による制限があります。)



援助を受けられる費用

経費	学年	年間支給額	備考
学用品費・通学用品費	中1	22,730円	授業や学校活動に必要とする物品、及び通学のために必要な物品の経費です。
	中2～3	25,000円	
校外活動費(宿泊を伴わない)	中学校	2,310円	遠足などの校外活動の交通費と施設見学料金です。(金額は上限)
校外活動費(宿泊を伴う)	中学校	6,210円	キャンプなど宿泊を伴う校外活動の交通費と施設見学料金です。(金額は上限)
新入学生徒学用品費	中学校	60,000円	入学の時に揃える学用品等の経費です。
★修学旅行費	中学校	全額	修学旅行の経費を全額支給します。
学校給食費	中学校	全額	毎月支払った給食費をお返しします。
オンライン学習通信費	中学校	12,000円	自宅でオンライン学習を実施した日の属する月当たり1,000円を支給します。
★医療費	中学校	医療券	虫歯・中耳炎等の治療費
卒業アルバム代	中学校	8,800円	卒業アルバムの購入費用(金額は上限)
★日本スポーツ振興センター掛金	中学校	4月中の認定者は掛金免除	学校事故等に関する保険の掛け金

※ 生活保護を受けているかたは、★印の経費のみ対象となります。

問い合わせ先 佐倉市教育委員会 学務課 TEL 043-484-6186
佐倉市立佐倉東中学校 事務室 TEL 043-496-3031